

平成30年北海道胆振地方中東部を震源とする地震による災害により被災された
お客さまに対する契約者貸付の特別取扱いについて

今回の地震による災害により被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

弊社では、災害救助法適用地域のお客さまに対し、以下の特別取扱いを実施いたします。

【契約者貸付について】

新規契約者貸付（新規貸付）の利率引き下げによる利息免除の対応をいたします。

対象契約者	災害救助法適用地域（※1）で被災されたご契約者 （ただし、変額保険・変額年金保険・一時払変額年金保険を除く）
金利	年利 0.0%
上記金利適用金額	契約者貸付限度額まで
特別金利適用期間 （※2）	平成31年3月31日まで
受付期間	平成30年11月30日まで

（※1）平成30年北海道胆振地方中東部を震源とする地震による災害にかかる災害救助法適用地域のご契約者が対象になります。

（※2）平成30年9月6日から遡及して適用します。

以上

お取扱いの詳細につきましては、サービスセンターまでお問い合わせください。

サービスセンター（フリーダイヤル） 0120-521-513

受付時間 平日9:00~17:00（土・日・祝日および12/31~1/3を除く。）